

令和6年 第12回 新富町農業委員会会議録

(令和6年12月26日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第12回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年12月26日(木)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 12月26日 午後 2時07分 議長 閉会 令和6年 12月26日 午後 2時34分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	×
会議録署名委員		6 番 藤井 貞敏 委員		7 番 太田 茂 委員		
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条に係る買受適格証明について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用集積計等促進計画（案）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第64号 農地法第5条に係る買受適格証明について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 農用地利用集積計等促進計画（案）について

議長 ただ今から、令和6年第12回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 11月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に6番 藤井貞敏委員、7番 太田 茂委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第3 議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■■の田で計659㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■円の10aあたり■■■■■円となっております。次に、現地調査についてご報告いたします。事務局で現地を確認した結果、現在耕作されていない土地でしたが耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 62 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 62 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
現地調査資料の 1 ページの位置になります。申請人は■■■■■■■■
■さんで、申請地は大字三納代字■■■■ほか全 9 筆で登記地目が田
の合計 5,121 m²です。場所が■■地区にある■■■■■■■■■■の西
側及び北側に隣接する土地になります。(航空写真で現地を示して説明)
申請内容は■■■■用地となります。2 ページの利用計画図をご確認
ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内
の準住居地域に指定されているため、第 3 種農地と判断しており、許可
相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

8 番 鬼塚真理子委員

鬼塚 8 番鬼塚が現地調査の報告をいたします。事務局が説明したとおり
ですが、何ら問題ないと見ました。以上です。

議長 地元委員からは何もないですか。

山口 はい。

議長 次に、その2について事務局の説明を求めます。

議長 それでは、その2についてご説明いたします。現地調査資料の3ページの位置になります。申請人が株式会社■■■■■■■■代表取締役■■■■■さんで、申請地は大字日置字■■■■■ほか全8筆です。登記地目が畑の合計17,000㎡になります。■■■■地区の■■■■■から東に250mほど進んだ位置になります。(航空写真で現地を示して説明) 申請内容は農業用施設用地で■■■及び■■■等です。4ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は農用地区域内の農業施設用地に指定されており、■■■や■■■等の農業用の施設が建設されているため許可相当と判断いたしました。なお、本案件は追認事例になります。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 9番 長友 保委員

長友保 9番長友が現地調査の報告いたします。ただ今説明があったとおりでございます。調査員全員で問題なしと見ましたのでご報告いたします。以上です。

議長 ただ今、議案第63号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第63号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第63号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。なお、その1及びその2については、3,000㎡を超える転用になるため宮崎県農業会議の常設審議委員会に諮問うえ、意見書を付して進達いたします。

太田 それでは、7番太田がその1とその2について現地調査の報告をいたします。現地を確認しましたところ、周辺は住宅に囲まれている面積の狭い農地でした。今回、駐車場等に転用することによって周囲への影響はないと思われます。また、北側の住宅へ侵入するには申請地を通らなくてはならないことから転用は妥当だと判断しました。以上です。

議長 ただ今、議案第64号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第64号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第64号については申請どおり承認されました。よって、落札者が決定後に申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第65号の提案理由についてご説明いたします。議案第65号農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用促進計画を決定するために議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その1の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

2番 前田章男委員

前田 申請1番についてご説明いたします。譲渡人が新富町大字■■■■■
■■■■■の■■■■■さん、譲受人が宮崎市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の
■■■■■さん。所在が下富田■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、面積が3,998㎡の1筆と
なっております。利用目的が田で売買価格が■■■■■■■■■■円となっております。

議長 次に、その２の所有権移転について私の方から説明いたします。

議長 次に、その３の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

議長 次に、その４の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

鬼塚　　8番鬼塚が4番について説明いたします。譲受人は新富町大字新田
■■■■■の■■■さん。譲渡人は都城市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の

■■■さん。所在地は新田■■■■■■■■の畑で3,074㎡です。引渡時期は令和7年1月23日で価格が■■■■円の10aあたり■■■円で。これも新恵委員とのあっせんです。お願いします。

議長 次に、その5の所有権移転について私から説明いたします。

平下 買受人は岡山県倉敷市の■■■■■■■■■■株式会社で西日本を中心に■■■をされている会社です。譲渡人は大字日置■■■の■■■■さんで■■■■■■■■の方です。今回の売買の土地は大字新田■■■■、畑22㎡ほか5筆で9,831㎡となっております。この案件については昨年と同じ時期に9,217㎡を契約して売買しております。残りの分を今回反あたり■■■■■■■■円で成立しております。売渡の時期が令和7年2月13日となっております。これは仲原委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その6の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

7番 太田 茂委員

太田 7番太田が6番について説明したいと思います。譲渡人は宮崎県児湯郡新富町大字上富田■■■■の■■■■さん、譲受人は新富町大字上富田■■■■の■■■■さんで、所在地が上富田■■■■■■■■ほか3筆で5,053㎡です。引渡時期が令和7年1月20日で対価額が■■■■■■■■円の10aあたり■■■円です。ここもちょっと値段が低いんですけども1枚がどうしても湿地帯でして、なかなか作物が出来ない状態でやっとこの値段で落ち着きました。倉永委員とのあっせんでした。

議長 ただ今、議案第65号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第65号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第65号については承認されました。

議長 次に、議案第 66 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 66 号の提案理由についてご説明いたします。議案第 66 号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものでございます。

議長 それでは、その 1 からその 138 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。農地中間管理事業の新田西、その他の地区及び個別案件で、賃貸借が 96 件、使用貸借 42 件の計 138 件になります。なお、借り手予定者につきましては、77 ページから 81 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。説明については以上となります。

議長 ただ今、議案第 66 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 66 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 66 号については承認されました。

議長 以上で、令和 6 年 12 月 26 日開会の第 12 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了いたしました。これをもって閉会いたします。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____